

社会福祉法人 玉山秀峰会

## 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

設 置 経 営 主 体

社会福祉法人 玉山秀峰会

# 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人玉山秀峰会（以下「法人」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員並びに評議員選任・解任委員、入所検討委員、苦情解決第三者委員をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等には勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員については、報酬、通勤手当、賞与及び退職慰労金を支給する。
  - (2) 非常勤の役員及び評議員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤の役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員とは、当法人常勤職員の年間所定労働時間数と同様に勤務、従事する者をいう。
- (2) 報酬については別表1に定める額とし、任期が1年を超えた月より1号俸昇給するものとする。
- (3) 賞与については別表2に定める額とする。
- (4) 退職慰労金については、別表3に定める算式により算出される額とする。
- (5) 通勤手当については、給与規程第44条に準ずる額とする。
- (6) 月途中で新たに常勤役員に就任した場合、または退任、解任した場合は、当該月の実日数を基礎とした日割り計算で算出し、1円未満を切り捨てた額とする。

## (非常勤役員及び評議員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表4に定める額

## (交通費・宿泊費)

第6条 役員及び評議員等が法人業務及び法人が実施する高齢者福祉サービス事業の運営のための業務にあたった場合は、交通費、宿泊費を実費加算して支給するものとする。

- 2 役員及び評議員等私用車を使用した場合は、1kmにつき30円を支給するものとし、1km未満の端数は四捨五入のうえ処理を行うものとする。

(報酬の支給方法及び手段)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給方法及び手段は、次の各号によるものとする。

- (1) 報酬については、毎月25日に当該役員名義の口座へ銀行振り込みにて支給する。但し、支給日が金融機関の休日にあたる時は、順次繰り上げるものとする。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月に当該役員名義の口座へ銀行振り込みにて支給する。
  - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3箇月以内に当該役員名義の口座へ銀行振り込みにて支給する。尚、死亡による退職手当の場合は、遺族の口座への銀行振り込みにて支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員等に対する報酬は、当該会議及び委員会に出席した都度、現金にて支給する。
- 3 支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、支給額に対して源泉徴収事務処理を行うものとする。

(支給除外対象)

第8条 この規程に定める報酬等について、(実費精算を除く)次の者は支給除外対象とする。

- (1) 国または地方公共団体の公職にある者。
- (2) 当法人職員として勤務し、給与支給を受けている者。
- (3) 公益財団法人等、所属する団体、機関の都合で支給を辞退する者

(報酬の総額)

第9条 各年度における理事の報酬等の総額は1500万円を超えない範囲とする。尚、退職手当が発生する場合はこの限りではない。

- 2 各年度における監事の報酬等の総額は50万円を超えない範囲とする。

(臨時措置)

第10条 法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合等には、理事会の決議によって常勤役員に対する報酬の減額・無配等の措置を取ることがある。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支払いの基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(附 則)

- この規程は、平成29年4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年3月27日から施行する。
- この規程は、令和 元年6月21日から施行する。
- この規定は、令和 6年4月 1日から施行する。

別表 1 (常勤役員報酬)

号俸	理事長	常務理事	理事
1	414,600	368,200	323,000
2	417,100	370,800	325,300
3	419,600	373,400	327,600
4	422,100	376,000	329,900
5	424,000	378,100	332,200
6	426,300	380,600	334,300
7	428,500	383,100	336,500
8	430,700	385,600	338,700
9	432,800	388,200	340,800
1 0	434,900	390,900	343,000
1 1	437,000	393,600	345,200
1 2	439,200	396,300	347,400
1 3	440,900	398,700	349,400
1 4	442,800	401,000	351,500
1 5	444,800	403,300	353,600
1 6	446,800	405,700	355,700
1 7	448,700	407,600	357,500
1 8	450,500	409,600	359,500
1 9	452,300	411,500	361,500
2 0	454,100	413,400	363,400
2 1	455,900	415,000	365,500
2 2	457,400	416,800	367,400
2 3	458,900	418,700	369,400
2 4	460,400	420,700	371,400
2 5	461,700	422,500	373,300
2 6	462,900	424,000	375,300
2 7	464,100	425,600	377,300
2 8	465,200	427,200	379,300
2 9	466,200	428,800	380,900
3 0	466,900	430,100	382,700
3 1	467,700	431,400	384,500
3 2	468,400	432,700	386,200
3 3	469,100	433,900	388,000
3 4	469,900	435,200	389,400
3 5	470,600	436,500	391,000
3 6	471,400	437,700	392,600
3 7	472,200	438,900	394,000
3 8	472,900	439,700	395,200
3 9	473,700	440,400	396,400
4 0	474,500	441,100	397,600
4 2	475,300	441,700	398,700
4 3	476,000	442,400	399,900

報酬額設定の根拠

平成 28 年度岩手県職員給与の行政職給料表より理事を 6 等級、常務理事を 7 等級、理事長を 8 等級に位置付け、役員の任期年数を号俸で加算して格付ける。

別表 2 (常勤役員の賞与)

6 月の賞与	報酬月額×2.1 箇月分
1 2 月の賞与	報酬月額×2.1 箇月分

別表 3 (常勤役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×係数
-----------

- ※ 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。但し、1 箇月未満は 1 箇月に切り上げる。
- ※ 係数は独立行政法人福祉医療機構の退職手当共催で示される係数及び社会福祉法人岩手県社会福祉協議会退職共済事業に示される係数を合わせたものとし、別表 5 の通りとする。

別表 4 (非常勤役員及び評議員等の報酬)

名 称	報酬額 (1 回または 1 日)
理事長	15,200 円
理事	11,400 円
監事	11,400 円
評議員	11,400 円
評議員選任・解任委員	11,400 円
入所検討委員	11,400 円
苦情解決第三者委員	11,400 円

報酬額設定の根拠

県の旅費規程によると、講師謝金において、県の支給基準によると 1 時間あたりの謝金単価は、大学学長 8,900 円、大学教授 7,600 円、大学准教授 6,600 円、大学講師 5,700 円、大学助手 4,100 円、その他 3,900 円と示されている。

上記を勘案し、理事長職については、大学教授同等の 7600 円×2h 程度=15,200 円で設定  
理事長以外の役員及び評議員等については、大学講師同等の 5700 円×2h 程度=11,400 円で設定し、報酬基準の根拠とする。

別表 5

## 役員退職金係数表

年	福祉医療 機構係数	県社協 共済係数	係数合計
1	0.5220	0.48	1.0020
2	1.0440	0.96	2.0040
3	1.5660	1.44	3.0060
4	2.0880	1.92	4.0080
5	2.6100	2.40	5.0100
6	3.1320	2.88	6.0120
7	3.6540	3.36	7.0140
8	4.1760	3.84	8.0160
9	4.6980	4.75	9.4480
10	5.2200	5.28	10.5000
11	7.7256	5.80	13.5256
12	8.4912	6.33	14.8212
13	9.2568	6.86	16.1168
14	10.0224	7.39	17.4124
15	10.7880	8.64	19.4280
16	13.3893	9.21	22.5993
17	14.6421	9.79	24.4321
18	15.8949	11.23	27.1249
19	17.1477	11.85	28.9977
20	20.4450	12.48	32.9250
21	22.1850	14.11	36.2950
22	23.9250	14.78	38.7050
23	25.6650	15.45	41.1150
24	27.4050	17.28	44.6850
25	29.1450	18.00	47.1450
26	30.5370	18.72	49.2570
27	31.9290	20.73	52.6590
28	33.3210	21.50	54.8210
29	34.7130	23.66	58.3730
30	36.1050	24.48	60.5850
31	37.1490	25.29	62.4390
32	38.1930	26.11	64.3030
33	39.2370	26.92	66.1570
34	40.2810	27.74	68.0210
35	41.3250	28.56	69.8850
36	42.3690	29.37	71.7390
37	43.4130	30.19	73.6030
38	44.4570	31.00	75.4570
39	45.5010	31.82	77.3210
40	46.5450	32.64	79.1850